



(2019年8月26日)

三井住友信託銀行 年金企画部

## 第7回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催 について

2019年(令和元年)8月23日(金)、第7回社会保障審議会企業年金・個人年金部会が開催されました。同部会では、第2回同部会(3/19)および第3回同部会(3/29)で行われた関係団体へのヒアリング等における主な意見が事務局より紹介され、「マッチング拠出、iDeCo等」に関して委員間で議論されました。

### I. 議題

- (1) ヒアリング等における主な意見
- (2) マッチング拠出、iDeCo等について

### II. 井戸委員、大江委員からの改善要望

- 冒頭、井戸委員、大江委員より提出資料をもとに、マッチング拠出やiDeCo等に関する改善要望が述べられました。

《井戸委員の主な改善要望》

- ✓ 年金の職業間格差、企業間格差が広がってしまうので、どの職業でも年金が同レベルになるようiDeCoの拠出限度額で調整すべき。
- ✓ iDeCoの加入可能年齢を上げるべき。
- ✓ iDeCoの加入手続きをスマホで完結できるようにする等、手続簡素化を図るべき。
- ✓ iDeCo+の従業員要件を300名まで拡充すべき。

《大江委員の主な改善要望》

- ✓ iDeCoの加入可能年齢や拠出上限額を上げるべき。
- ✓ iDeCoの加入にあたっては、事業主証明書の発行が事業主・従業員にとってハードルが高いため、2号被保険者のiDeCo限度額を統一するなどして事業主証明書の発行を不要とすべき。

### III. 事務局からの説明と委員からの主な意見

- 事務局より、「ヒアリング等における主な意見」の資料をもとに、「マッチング拠出、iDeCo等」に関するこれまでの主な意見(※1)が紹介されました。
- 次に、「マッチング拠出、iDeCo等について」の資料をもとに、マッチング拠出の制限(加入者掛金を事業主掛金以内とする制限)撤廃、iDeCoにおける加入範囲の拡大、DCにおける加入可能年齢の引上げ、iDeCo加入手続きの簡素化、DCから通算企業年金への移換等について説明がありました。

(※1) ヒアリング等における主な意見

- ・企業型 DC・iDeCo の双方において、加入可能年齢の拡大を検討すべき。
- ・規約に定めがない場合も、個人型への加入資格を与える等、個人型 DC の加入要件の緩和を検討すべき。
- ・拠出限度額内でのマッチング拠出の完全自由化を実現すべき。

事務局からの説明を踏まえた各委員からの主な意見は以下のとおりです。

《マッチング拠出の制限撤廃》

事務局説明

- ・マッチング拠出を未実施の企業は、「会社の事務負担が大きい」「従業員の関心が低い」「事業主掛金以下という規制が使いにくい」といった点を未実施の理由としてあげている。
- ・業界団体へのヒアリングでは、マッチング拠出が事業主掛金を超えられないという制限の撤廃を求める声が多数あった。

(各委員からの主な意見)

- ✓ マッチング拠出が事業主掛金を超えられないという現在の制度に関し、当該制限を撤廃する案については賛成。
- ✓ マッチング拠出の制限撤廃のみならず、国民一人ひとりに共通の非課税枠（例えば55,000円）を与え、その中で事業主掛金、マッチング拠出、iDeCoを自由に拠出できるような仕組みを構築すべき。
- ✓ 共通の非課税枠を設ける発想で言えば、国民年金基金の加入範囲を2号、3号被保険者まで拡大させ、加入者の選択肢を広げることが有効ではないか。
- ✓ マッチング拠出の現状の制限は、企業年金制度は退職給付制度であって事業主による拠出が基本であるとの考えの下、設定されているものであるため、制限撤廃については慎重に検討すべき。

《iDeCo における加入範囲の拡大》

事務局説明

- ・現行制度では、企業型 DC と iDeCo の同時加入を行なう場合には、企業型の事業主掛金の上限を 55,000 円⇒35,000 円に引き下げる必要があり、ハードルが高い。
- ・規約の制約無く本人が希望すれば iDeCo に加入できるよう改善する場合、企業型の事業主掛金と iDeCo の掛金の合計額が拠出限度額（55,000 円）に収める案が想定される。
- ・その場合、企業型の RK と iDeCo の拠出限度額の管理を行なう国基連との情報連携が必要となり、合計額が 55,000 円以内となるよう iDeCo の掛金の調整が必要となる場合もある。

(各委員からの主な意見)

- ✓ 規約の制約無く本人が希望すれば iDeCo に加入できるようになる案については賛成。
- ✓ RK と国基連の情報連携が必要とのことだが、情報連携にかかるシステム改修等のコストは iDeCo の手数料に転嫁されるなど最終的には加入者の負担となる。過度な負担とならないよう、システム構築に当たっては工夫して頂きたい。

#### 《DCにおける加入可能年齢の引上げ》

##### 事務局説明

- ・高齢期の就労の拡大を制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図る観点から、加入可能年齢（現行60歳まで）を上げるとともに、受給開始時期（現行60歳から70歳まで）を柔軟化して、個人の状況に応じた選択肢を増やすべきとの意見がある。
- ・ただし、高齢期における生活は多様であって、それぞれの方々が望ましいと考える生活水準、働き方への希望、収入・資産も様々であることから、引き続き60歳からの受給も選択できるようにすべきとの意見がある。

##### (各委員からの主な意見)

- ✓ DBでは、厚生年金被保険者（原則70歳未満）が加入可能であり、平仄を合わせる観点でも、DCの加入可能年齢引上げは賛成。

#### 《iDeCoの加入手続きの簡素化》

##### 事務局説明

- ・iDeCoの加入時等の手続きでは、「勤め先の証明書を作ってもらわなければならない」、「どの金融機関でも、インターネットだけでは完結せず、書類の提出が必要であること」が煩わしいとの意見があり、普及のためには事務手続きをオンライン化すべきとの意見がある。

#### 《DCから通算企業年金への移換》

##### 事務局説明

- ・2016年の法改正でDCからDBへの資産移換が認められたが、DCから通算企業年金への資産移換（企業年金連合会）が認められておらず、これを認めるべきとの意見がある。

##### (各委員からの主な意見)

- ✓ ポータビリティの拡充に繋がるため、賛成。なお、現状では通算企業年金に対する追加拠出はできないが、これを認めるような制度改正も併せて検討すべき。

#### IV. 次回について

最後に、神野部会長より次回部会から税制改正を見据えた議論を行うという案内があった後に、事務局より、日程については各委員のスケジュールを調整した上で決定すると報告がありました。

#### V. 資料等

- 配布資料等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_06331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06331.html)

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-5404-3081